【第２号議案】　任期満了に伴う役員改選承認の件

理事　２６名　　監事　３名

平成２５年６月１２日提出
平成２５年６月　　日議決

公益社団法人宮古法人会
会長　　寺崎　　勉

参考　定款抜粋

第５章　役　員
（役員の配置）
第１８条　この法人に次の役員を置く。
理事　１５名以上３０名以内
監事　３名以内
２　理事のうち１名を会長、５名以内を副会長、１名以内を専務理事とする。
３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任等）
第１９条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
３　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。
４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。